【巻末資料８】 災害時の検案における現行の日当への考え方について「その他」を選択した理由（具体的な記述） ・・・図(3)-a

わからない (10)

・判断できる知識・経験がない

・経験がないので分かりません

・不詳　災害時検案は未経験

・いままでの例を知らないので答えられない

・日当の金額を把握していません

・経験がないのでわかりません。

・判断困難

・経験がないので評価出来ない

・わからない

・災害の際は、報酬など考えずに協力するべきと考えるが、一方、身分保証もなく現場に行くわけであり、行政としては十分な補償の金額を払うべきとの考え方もある。したがって充分かどうかは判断しかねる。

前提条件が不明のためわからない (9)

・食事代なども別途支給。労災などの保険について明確に示してほしい。

・状況による

・災害ごとで条件が異なり一律に決めるのは難しい

・正当な報酬としての日当なら安すぎる。ボランティア的なニュアンスであれば妥当である。

・救護班自体がボランティアによる集まりなのか、生業を休んでのものなのかで報酬を変える必要があると思う

・その他の条件（保険など）が明らかではない

・災害規模にもよります。対応するのが当然と思いますが、皆が納得できる状況でないと協力が得られないと考えます

・どの程度の拘束時間があるか、専任かどうかにもよる。その他災害医療における診療などの他業務を並行して行い、そちらについて報酬が発生するかにもよる。

・緊急時に於いては別の考えによる。

やむを得ない(4)

・十分ではないが、非常時なので仕方がないか。

・妥当でもなく、不適切でもなく、やむを得ないと考える。

・東日本大震災の際に発災翌週の連休に検案に行きました。この時は、宿泊も食事も全て自分で準備して自家用車で行きました。この様な大規模災害では、現場での医師への負担軽減であり、お互い様であり、費用負担は考えておりません。大規模災害時では、他に多大な費用が必要でありますので、そちらを優先して財源を使うべきと考えます。

・十分とは言えないが、大規模災害は国難とも言えるためこれで良いと思う

公費負担とし、遺族負担をなくす　(3)

・検案書料金は日当と別に県や国が支払って欲しい

・国が助成金を出して，各個人家族の負担を減らした方がいい。

・ご遺族からの報酬ではなく行政から支給されるべきものと思われ

災害時の検案業務のあり方、救護との関係等について　(3)

・救護班の費用と検案記載に対しての責任への報酬は別にすべきである

・災害救助法による救助すべき人と検案は同一にすべきではなく、検案は法医学会の指示に従うべき。検案料の検討の対象にすべきでは無い。

・救護業務と検死業務を並行して行うのは困難と思われるので、検死業務を独立させるべきと考える。

算定方法について　(2)

・歩合制の部分を考慮すべき

・文書作成料は、別途設定してもいいように思います。作成料×作成数を支払うなど。

その他　(5)

・話にならない

・日当が安すぎる

・東日本大災では非被災地から派遣されました　派遣元が別途休診補償等するのが宜しいかと

・協力医は自分の患者の対応が手一杯で研修医の動員が前提なら適切と思えるが患者を持つ開業医ではいろいろ問題が在ると思われる。

・救護班の日当を初めて知ったが、看護師もこの日当なのか？　看護師がこれより安いのであればこの程度に引き上げ、医師をもう少し高くするべきである。